

平成25年度 沖縄県訟務年報

～ 訴訟等の処理状況に関する報告書 ～

平成26年11月25日報告

沖縄県総務部総務私学課

平成25年度沖縄県訟務年報

[平成26年11月25日報告 総務部（総務私学課）]

目次

1	訴訟事件の概要	1
2	各部等における訴訟事件の所管件数	2
3	部等が所管している訴訟等の処理状況	2
	備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について	4
4	訴訟事件ごとの概要（平成25年度末各部等所管）	
	(1) 行政事件	
	ア 福祉保健部	5
	イ 農林水産部	8
	ウ 土木建築部	8
	エ 教育庁	10
	オ 警察本部	10
	カ 選挙管理委員会	11
	(2) 民事事件	
	ア 総務部	13
	イ 福祉保健部	14
	ウ 農林水産部	15
	エ 商工労働部	15
	オ 土木建築部	16
	カ 教育庁	27
	キ 警察本部	29
	備考 総務私学課に引継ぎされた事件	30
	参考 訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）	

1 訴訟事件の概要

(1) 行政事件訴訟（平成25年度）

平成25年度（平成26年3月31日現在）において、沖縄県を当事者等とする行政事件訴訟（地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により地方公営企業の管理者が代表する訴訟を除く。）は36件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

主管部課	事件区分	行政事件					合計
		取消訴訟	その他 抗告訴訟	国家賠償 請求訴訟	損失補償 金請求	違法公金 支出差止め	
知事部局（①から⑩まで）の計		19	7	0	0	4	30
	①知事公室	0	0	0	0	0	0
	②総務部	0	0	0	0	0	0
	③企画部（含選挙管理委員会）	0	4	0	0	0	4
	④環境生活部	0	0	0	0	0	0
	⑤福祉保健部	13	0	0	0	0	13
	⑥農林水産部	3	0	0	0	1	4
	⑦商工労働部	0	0	0	0	0	0
	⑧文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0
	⑨土木建築部	3	3	0	0	3	9
	⑩出納事務局	0	0	0	0	0	0
教育庁の計		※2	0	※2	0	0	4
警察本部の計		1	3	0	0	0	4
合計		22	10	2	0	4	※38

注 教育庁所管の「取消訴訟」と「国家賠償請求訴訟」の行政事件数には1事件において2件の請求（取消及び国家賠償）が計2件含まれているため、実際の事件数（36件）よりも2件多くなっている。

(2) 民事訴訟（平成25年度）

平成25年度（平成26年3月31日現在）において、沖縄県を当事者等とする訴訟等（地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により地方公営企業の管理者が代表する訴訟等を除く。）は57件であり、部局ごとに、事件の内容ごとに分類すると次の表のとおりである。

主管部課	事件区分	民事事件		合計
		損害賠償	その他	
知事部局（①から⑩まで）の計		13	20	33
	①知事公室	0	0	0
	②総務部	0	7	7
	③企画部	0	0	0
	④環境生活部	0	0	0
	⑤福祉保健部	4	1	5
	⑥農林水産部	0	1	1
	⑦商工労働部	0	1	1
	⑧文化観光スポーツ部	0	0	0
	⑨土木建築部	9	10	19
	⑩出納事務局	0	0	0
県税に関する訴訟（税務課所管）		0	0	0
農地に関する訴訟 （農村整備課及び農政経済課所管）		0	0	0
県営住宅に関する訴訟（住宅課所管）		0	18	18
人事委員会の計		0	0	0
教育庁の計		0	5	5
警察本部の計		1	0	1
合計		14	43	57

2 各部等における訴訟事件の所管件数

主管部局	事件年度 各部等の所管事件数 (平成25年3月31日現在) ①	平成25年度中処理件数		総務私学課長への一件書類引継済件数及び一件書類引継対象外事件数③	各部等の所管事件数 (平成26年3月31日現在) ①+②-③
		新規②	終結等		
知事部局の計	60 (61)	25 (28)	14 (16)	26 (28)	59 (63)
知事公室	0	0	0	0	0
総務部	3	6	2	2	7
企画部	(1)	(3)	(2)	(0)	(4)
環境生活部	1	0	0	1	0
福祉保健部	12	8	6	2	18
農林水産部	2	3	0	0	5
商工労働部	1	0	0	0	1
文化観光スポーツ部	1	0	0	1	0
土木建築部	40 (※1、2)	8	6	20	28
出納事務局	0	0	0	0	0
県税に関する訴訟 (税務課所管)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農地に関する訴訟 (農村整備課及び農政経済課所管)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
県営住宅に関する訴訟 (住宅課所管)	(6)	(12)	(18)	(0)	(18)
人事委員会の計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
教育庁の計	8 (※2)	1	1	2	7
警察本部の計	3	3	1	1	5
合計	71 (78)	28 (43)	16 (36)	29 (49)	71 (93)

注 「平成25年度中処理件数」の「終結等」の欄の件数には、裁判が終結した訴訟等の件数（上訴審が継続中の事件もこれに含む。）のほか、和解による訴えの取下げ及び不調により事件が終結となった訴訟等の件数を含む。

「総務私学課長への一件書類引継済件数及び一件書類引継対象外事件数」の欄の件数には、平成25年度中に総務私学課に引き継ぎされた民事事件と平成24年度に終結した行政事件の件数を含む（ただし、上訴審が継続中の場合はこれに含まない。そのため、係属審が終結した場合、原審からの事件数をまとめて計上している。）。

表中の括弧の数値は昨年度調査対象外（今年度調査対象）の事件を含んだ事件数を表している。

※1 昨年度調査回答漏れのため、1件追加している。

※2 複数の事件について、併合されたことに伴い1件の事件として付番したことから、重複分を除いている。

3 部等が所管している訴訟等の処理状況（平成26年3月31日現在）

(1) 行政事件

主管部課	処理状況							
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	総計
知事部局の計	0	0	14	0	0	16	0	30
企画部 (含選挙管理委員会)	0	0	1	0	0	3	0	4
福祉保健部	0	0	5	0	0	8	0	13
農林水産部	0	0	2	0	0	2	0	4
土木建築部	0	0	6	0	0	3	0	9
教育庁の計	0	0	1	0	0	1	0	2
警察本部の計	0	0	1	0	0	0	3	4
合計	0	0	16	0	0	17	3	36

(2) 民事事件

処理状況 主管部課	処理状況							総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	
知事部局の計	0	0	13	0	1	17	2	33
総務部	0	0	4	0	1	2	0	7
福祉保健部	0	0	3	0	0	2	0	5
農林水産部	0	0	1	0	0	0	0	1
商工労働部	0	0	1	0	0	0	0	1
土木建築部	0	0	4	0	0	13	2	19
県営住宅に関する 訴訟(住宅課所管)	0	0	0	0	0	17	1	18
教育庁の計	0	0	0	0	0	0	5	5
警察本部の計	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	0	0	13	0	1	34	9	57

(3) 行政事件と民事事件の全体

処理状況 主管部課	処理状況							総計
	方針調整中	訴訟準備中	係争中	和解調整中	取下げ	判決言渡済 和解成立済 判決確定済	引継手続中 その他	
知事部局の計	0	0	27	0	1	33	2	63
知事公室	0	0	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	4	0	1	2	0	7
企画部 (含選挙管理委員会)	0	0	1	0	0	3	0	4
環境生活部	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉保健部	0	0	8	0	0	10	0	18
農林水産部	0	0	3	0	0	2	0	5
商工労働部	0	0	1	0	0	0	0	1
文化観光スポーツ部	0	0	0	0	0	0	0	0
土木建築部	0	0	10	0	0	16	2	28
出納事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
県税に関する訴訟 (税務課所管)	0	0	0	0	0	0	0	0
農地に関する訴訟 (農村整備課及び農政経 済課所管)	0	0	0	0	0	0	0	0
県営住宅に関する訴訟 (住宅課所管)	0	0	0	0	0	17	1	18
人事委員会の計	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁の計	0	0	1	0	0	1	5	7
警察本部の計	0	0	1	0	0	0	4	5
合計	0	0	29	0	1	51	12	93

備考 これまでの訴訟事件数の推移及び事件数統計方法の変更について

1 平成19年度訟務年報作成の際の変更点

平成19年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更した。

- (1) 平成18年度訟務年報に関する報告においては、訴訟等に係る紛争ごとに事件数を把握することとし、訴訟等に係る一連手続（原審から上告審まで）に着目し、司法手続上判決が確定し又は事件が終結するまでの手続が終了した事件を1件として附番し整理していた。
- (2) しかしながら、1の事件であっても原審、控訴審又は上告審において、訴訟等が提起される裁判所が異なるほか、裁判過程における戦術との関係から、裁判における当事者の法的主張等の内容が異なる場合があることから、1の法的紛争であっても、原審、控訴審又は上告審をそれぞれ別の事件として扱い、統計を作成することが適当であると判断した。
- (3) (2)に説明する判断に基づき、平成19年度訟務年報に関する報告においては、原審、控訴審及び上告審にそれぞれ附番し、それぞれを別の事件として把握し、統計する方法を採用することとし、この統計方法の変更に伴う追加について平成19年度訟務年報（平成19年10月22日報告分）に加えるための整理を行う。
- (4) なお、(3)のとおり、平成18年度末（平成19年3月31日現在）に沖縄県が当事者となり、各部等が所管していた事件については計161件として取り扱い、事後の訴訟件数を整理するものとする。

2 平成20年度・21年度訟務年報作成の際の変更点

平成20年度・21年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法について変更した。

- (1) 行政事件訴訟と民事訴訟の区分については裁判所の事件区分によるものとした。
- (2) 県が補助参加をなす訴訟についても、訴訟結果が県に影響を及ぼすことから、数に含めている。

3 平成25年度訟務年報作成の際の変更点

平成25年度訟務年報を作成するに当たっては、次のとおり訴訟等の事件数を把握するための統計方法等について変更した。

- (1) 訴訟等事務処理要領（以下「要領」という。）第17(1)及び(2)に掲げる県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等並びに行政事件訴訟については、要領の適用外となっているため前回まで調査対象から除外されているが、訟務事務の総括を所管する総務私学課で県の実態を把握する必要があることから、今年度は調査対象とすることとした。
- (2) 総務私学課への引継ぎがなされていない民事事件は終審していても掲載対象となっているが、終審してから2年以上経過している事件については、事務処理がすでに終了している場合にあっては、平成25年度訟務年報より掲載対象外事件として取り扱うこととした。
- (3) 平成24年度訟務年報に関する報告においては、訴訟等に係る紛争ごとに事件数を把握することとし、併合された事件であっても、それぞれの事件を1件として附番し整理していた。しかし、裁判における当事者の法的主張等の内容が同じであることから、それぞれを同一事件として統計を作成することが適当であると判断した。
- (4) 前各項により、この統計方法の変更に伴う追加について、平成25年度訟務年報に加えるための整理を行う。
- (5) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、要領第16の規定に基づき、総務私学課長に訴訟等に係る一件書類を引き継いだ事件について、これまで訟務年報には統計でしか記載されてこなかったことから、今年度調査分より事件名や引き継ぎされた日付等を備考に記載することとした。

4 訴訟事件ごとの概要（企業局及び病院事業局を除く。）

(1) 行政事件（平成25年度末各部等所管）

番号	事件番号・事件名等	当事者	概要	所管課
1	<p>提起日 平成26年2月17日</p> <p>那覇地方裁判所 平成26年（行ウ）第5号 生活保護開始申請却下取消等 請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>原告 ○○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>原告からの生活保護の開始申請（以下「保護申請」という。）について、原告世帯の収入額が保護基準に基づき測定した最低生活費を上回るため、保護を要さないものとして、県が平成25年8月1日付けで原告からの保護申請を却下とする決定処分を行ったところ、原告が当該決定処分の取消等を求めた事件である。</p>	福祉・援護課（福祉政策課）
2	<p>原審 提起日 平成22年3月5日</p> <p>那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第5号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○○○○○</p> <p>○○○</p> <p>被告 沖縄県</p>	<p>県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に平成22年3月3日付けで介護保険法第84条第1項第3号、第6号及び第8号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成24年12月26日</p> <p>主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅介護支援事業者の指定を取り消す旨の処分を取り消す。</p> <p>訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>判決要旨 本件処分については、いずれも被告の主張する処分理由に該当する事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。</p>	高齢者福祉介護課
3	<p>控訴審 提起日 平成25年1月9日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第4号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>控訴人 沖縄県</p> <p>被控訴人 ○○○○○○○○</p> <p>○○○</p>	<p>原審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第5号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が控訴を提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年8月20日</p> <p>判決要旨 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があるから認容すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」のとおりであるから、これを引用する。</p>	高齢者福祉介護課
4	<p>上告審 提起日 平成25年9月2日</p> <p>最高裁判所 平成25年（行ヒ）第489号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求上告事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>上告人 沖縄県</p> <p>被上告人 ○○○○○○○○</p> <p>○○○</p>	<p>第1審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第5号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）及び第2審（福岡高等裁判所那覇支部平成25年（行コ）第4号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が上訴した事件である。</p>	高齢者福祉介護課
5	<p>原審 提起日 平成22年3月5日</p> <p>那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第6号</p>	<p>原告 ○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○</p> <p>被告</p>	<p>県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に、平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第2号、第3号及び第5号並びに第115条の9第1項第2号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原</p>	高齢者福祉介護課

	<p>介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>沖縄県</p>	<p>告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成24年12月26日</p> <p>主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消す旨の処分をいずれも取り消す。</p> <p>訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>判決要旨 本件各処分については、いずれも被告の主張する処分理由に該当する事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。</p>	
6	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成25年1月9日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部</p> <p>平成25年（行コ）第5号</p> <p>介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>控訴人</p> <p>沖縄県</p> <p>被控訴人</p> <p>○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○</p>	<p>原審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第6号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が控訴を提起した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成25年8月20日</p> <p>判決要旨 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があるから認容すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」のとおりであるから、これを引用する。</p>	<p>高齢者福祉介護課</p>
7	<p>上告審</p> <p>提起日 平成25年9月2日</p> <p>最高裁判所</p> <p>平成25年（行ヒ）第490号</p> <p>介護サービス事業者の指定取消処分取消請求上告事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>上告人</p> <p>沖縄県</p> <p>被上告人</p> <p>○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○</p>	<p>第1審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第6号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）及び第2審（福岡高等裁判所那覇支部平成25年（行コ）第5号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が上訴した事件である。</p>	<p>高齢者福祉介護課</p>
8	<p>原審</p> <p>提起日 平成22年3月5日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成22年（行ウ）第7号</p> <p>介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>原告</p> <p>○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に、平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第2号及び第5号並びに第115条の9第1項第2号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成24年12月26日</p> <p>主文 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅サービス事業者の指定及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消す旨の処分をいずれも取り消す。</p> <p>訴訟費用は被告の負担とする。</p> <p>判決要旨 本件各処分については、いずれも被告の主張する処分理由がないか、一部において処分理由に該当する具体的事実があるとしても、これらを総合してもなお本件各指定の取消しを選択したことには裁量権の逸脱があるといわざるを得ない。したがって、本件各処分は違法である。よって、原告の請求は理由があ</p>	<p>高齢者福祉介護課</p>

			るからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。	
9	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成25年1月9日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第6号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件 判決言渡済	<u>控訴人</u> 沖縄県 <u>被控訴人</u> ○○○○○○○○ ○○○○○○○○	原審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第7号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）について、被告の主張が認められず敗訴したことから、県が控訴を提起した事件である。 <u>判決言渡日</u> 平成25年8月20日 <u>判決要旨</u> 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があるから認容すべきものと判断する。その理由は原判決の「事実及び理由」のとおりであるから、これを引用する。	高齢者福祉介護課
10	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成25年9月2日 最高裁判所 平成25年（行ヒ）第491号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求上告事件 係争中	<u>上告人</u> 沖縄県 <u>被上告人</u> ○○○○○○○○ ○○○○○○○○	第1審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第7号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）及び第2審（福岡高等裁判所那覇支部平成25年（行コ）第6号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が上訴した事件である。	高齢者福祉介護課
11	<u>原審</u> <u>提起日</u> 平成22年3月5日 那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第8号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件 判決言渡済	<u>原告</u> ○○○○○○○○ ○○ <u>被告</u> 沖縄県	県が実施した監査において、原告の不正請求等を理由に平成22年3月3日付けで介護保険法第77条第1項第5号に基づき指定の取消処分を行ったところ、原告がその取消処分の取消しを求めて提訴した事件である。 <u>判決言渡日</u> 平成24年12月26日 <u>主文</u> 処分行政庁が原告に対して平成22年3月3日付けでした指定居宅サービス事業者の指定を取り消す旨の処分を取り消す。 訴訟費用は被告の負担とする。 <u>判決要旨</u> 本件各処分については、いずれも被告の主張する処分理由に該当する事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件処分は違法である。よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。	高齢者福祉介護課
12	<u>控訴審</u> <u>提起日</u> 平成25年1月9日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第7号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件 判決言渡済	<u>控訴人</u> 沖縄県 <u>被控訴人</u> ○○○○○○○○ ○○	原審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第8号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が控訴を提起した事件である。 <u>判決言渡日</u> 平成25年8月20日 <u>判決要旨</u> 当裁判所も、被控訴人の請求はいずれも理由があるから認容すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」のとおりであるから、これを引用する。	高齢者福祉介護課
13	<u>上告審</u> <u>提起日</u> 平成25年9月2日	<u>上告人</u> 沖縄県	第1審（那覇地方裁判所平成22年（行ウ）第8号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求事件）及び	高齢者福祉介護課

	最高裁判所 平成25年（行ヒ）第492号 介護サービス事業者の指定取消処分取消請求上告事件 係争中	被上告人 ○○○○○○○○ ○○	第2審（福岡高等裁判所那覇支部平成25年（行コ）第7号介護サービス事業者の指定取消処分取消請求控訴事件）について、県の主張が認められず敗訴したことから、県が上訴した事件である。	護課
14	提起日 平成19年8月15日 那覇地方裁判所 平成19年（行ウ）第13号 違法公金支出差止等請求事件 係争中	原告 ○○○○外8名 被告 沖縄県知事	県北部の国頭村内で実施している沖縄北部地域森林計画書に記載されている林道の開設事業について、森林法等に違反し、県北部の自然環境を破壊する違法な事業であるとして、地方自治法第242条の2第1項第1号及び第4号に基づき原告らが県知事に対し、公金支出の差止請求及び当該職員への損害賠償の請求等を行った事件である。 これまでに、38回の口頭弁論が終了した。	森林緑地課 （森林管理課）
15	原審 提起日 平成24年11月22日 那覇地方裁判所 平成24年（行ウ）第26号 裁決取消請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○○○○ 被告 沖縄県知事	県が原告に対して発した平成23年12月22日付け通知（以下「本件通知」という。）について、原告が平成24年1月27日付け審査請求をしたところ、裁決行政庁がこれを却下する旨の裁決をしたことから、原告が本件裁決は違法であるとして、その取消しを求めた事件である。 判決言渡日 平成25年3月27日 判決要旨 本件通知は行政指導にとどまる事が認められ、行政処分に当たるといふことはできず、したがって、本件訴えは行政事件訴訟法第3条第3項の「裁決の取消しの訴え」の対象とはならない行政庁の行為の取消しを求めたものであって不適法であるから、これを却下する。	森林緑地課 （森林管理課）
16	控訴審 提起日 平成25年4月10日 福岡高等裁判所 平成25年（行コ）第12号 裁決取消請求控訴事件 判決確定済	控訴人 ○○○○○○○ 被控訴人 沖縄県知事	原審（那覇地方裁判所平成24年（行ウ）第26号裁決取消請求事件）について、原告の主張が認められず敗訴したことから、控訴人が控訴を提起した事件である。 判決言渡日 平成25年7月30日 判決要旨 当裁判所も、本件訴えは不適法であるから却下すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」のとおりである。よって、本件控訴は理由がないことからこれを棄却する。	森林緑地課 （森林管理課）
17	提起日 平成25年4月30日 那覇地方裁判所 平成25年（行ウ）第5号 裁決取消請求事件 係争中	原告 ○○○○○○○ 被告 沖縄県知事	県が平成24年10月29日付けで行った保安林不解除処分について、原告がその取消しを求めて提訴した事件である。	森林緑地課 （森林管理課）
18	提起日 平成22年9月24日 那覇地方裁判所 平成22年（行ウ）第18号 新石垣空港収用裁決取消請求事件	原告 ○○○外127名 被告 沖縄県	沖縄県収用委員会が平成22年6月17日付けで行った新石垣空港整備事業、これに伴う付帯工事並びに一般国道390号及び農業用付替工事についての裁決について、原告らとその裁決の取消しを求めて提起した事件である。	用地課

		判決言渡済		判決言渡日 平成26年2月18日 判決要旨 1 原告らの訴えのうち、明渡裁決の取消しを求める部分をいずれも却下する。 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。 3 訴訟費用は、原告らの負担とする。	
19	提起日 平成24年12月20日 那覇地方裁判所 平成24年（行ウ）第30号 違法公金支出金返還等請求事件 係争中	原告 ○○○○○外10名 被告 沖縄県知事		識名トンネル工事契約問題に係る住民監査請求に対し、県監査委員が行った勧告について、住民監査請求人である原告らは、その内容に不服がある（知事等の責任が曖昧）として、地方自治法第242条の2の規定に基づく住民訴訟を提起し、国庫返還金請求に伴う利息分金7177万6779円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまでの年5分の割合による金員の賠償命令を県知事が行うよう求めた事件である。	道路街路課
20	提起日 平成25年6月26日 那覇地方裁判所 平成25年（行ウ）第9号 違法公金支出金返還等請求事件 係争中	原告 ○○○○○外10名 被告 沖縄県知事		識名トンネル工事契約問題に係る住民監査請求に対し、県監査委員が行った勧告について、住民監査請求人である原告らは、県が勧告に係る措置を講じていないとして、地方自治法第242条の2の規定に基づく住民訴訟を提起し、国庫返還金請求に伴う利息分金7177万6779円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまでの年5分の割合による金員の賠償命令を県知事が行うよう求めた事件である。	道路街路課
21	提起日 平成26年1月15日 那覇地方裁判所 平成26年（行ウ）第1号 公有水面埋立承認処分取消請求事件 係争中	原告 ○○○○○外193名 被告 沖縄県		県知事が平成25年12月27日付けで普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認をしたところ、原告がその取消しを求めて提訴した事件である。	海岸防災課及び漁港漁場課
22	提起日 平成26年1月15日 那覇地方裁判所 平成26年（行ウ）第1号 公有水面埋立承認処分執行停止申立事件 係争中	申立人 ○○○○○外42名 相手方 沖縄県		県知事が平成25年12月27日付けで普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認をしたところ、申立人がその効力の停止を求めた事件である。	海岸防災課及び漁港漁場課
23	提起日 平成23年7月22日 那覇地方裁判所 平成23年（行ウ）第17号 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件 係争中	原告 ○○○○○外274名 被告 沖縄県知事		沖縄市の新たな土地利用計画には経済的合理性はないとし、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業に係る一切の公金支出の差止めを求めて提起した事件である。	港湾課
24	原審 提起日 平成23年9月1日 那覇地方裁判所 平成24年（行ウ）第11号 無効等確認請求事件	原告 ○○○○○○○○ ○○○○○○○○ 被告 沖縄県		県が平成21年6月8日付けで△△△△△△△△△△△△△△宛てに行った都市計画法第45条の規定に基づく地位の承継承認に対し、原告がその承継の無効を請求した事件である。	建築指導課

		判決言渡済	判決言渡日 平成24年9月4日 判決要旨 1 本件訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。	
25	控訴審 提起日 平成24年9月25日 福岡高等裁判所那覇支部 平成24年(行コ)第7号 無効等確認請求控訴事件 判決確定済	控訴人 ○○○○○○○ ○○○○○○○ 被控訴人 沖縄県	原審(那覇地方裁判所平成24年(行ウ)第11号無効等確認請求事件)について、当該判決に全部不服のため、控訴人が控訴を提起した事件である。 判決言渡日 平成25年4月11日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。	建築指導課
26	提起日 平成26年2月26日 那覇地方裁判所 平成26年(行ウ)第4号 公文書不開示決定取消等請求事件 係争中	原告 ○○○○○ 被告 沖縄県	県が平成26年1月20日付けで原告宛てに通知した文書不開示決定について、原告はこれを不服とし、憲法第32条に基づく裁判を受ける権利の保障と県が住民基本台帳法第12条の3第1項第1号について誤解しているとして、決定の取消し等を求めた事件である。	建築指導課
27	原審 提起日 平成24年12月26日 那覇地方裁判所 平成24年(行ウ)第28号 懲戒免職処分取消及び国家賠償請求事件 判決言渡済	原告 ○○○○○ 被告 沖縄県	公立小中学校の職員であった原告は指導力不足教員、指導力が不適切な教員として認定され、研修命令を受けたが、これに従わず欠勤や職務命令違反を続けたため、平成19年4月に停職1月、平成23年3月に戒告、平成23年6月に停職6月の懲戒処分を受け、平成24年6月20日付け懲戒免職となった。県の懲戒免職処分に対し、原告がその取消しと損害賠償として金1840万円の支払いを求めた事件である。 判決言渡日 平成26年1月29日 判決要旨 1 懲戒免職処分の取消請求を却下する。 2 賠償請求を棄却する。 3 訴訟費用は原告の負担とする。	教育庁 学校人事課
28	控訴審 提起日 平成26年2月7日 福岡高等裁判所那覇支部 平成26年(行コ)第1号 懲戒免職処分取消及び国家賠償請求控訴事件 係争中	控訴人 ○○○○○ 被控訴人 沖縄県	原審(那覇地方裁判所平成24年(行ウ)第28号懲戒免職処分取消及び国家賠償請求事件)について、控訴人が当該判決の取消し等を求めて控訴を提起した事件である。	教育庁 学校人事課
29	原審 提起日 平成24年4月12日 那覇地方裁判所 平成24年(行ウ)第13号 行政機関等保有個人情報開示請求事件 引継手続中	原告 ○○○ 被告 沖縄県公安委員会委員長	原告は、平成22年4月2日付けで警察本部長に対し平成20年に原告が第二当事者となる物損事故の保有個人情報開示請求を行い、同月12日付けで部分開示決定を受けたが、「被害者である。全部開示が当然。」として同年5月31日付けで不服申立て(審査請求)を行ったところ、平成23年10月12日付けで一部不開示の判決を受けたため、その取消し等を求めて提訴した事件である。	警察本部 監察課

			<p>判決言渡日 平成24年12月25日</p> <p>主文</p> <p>1 本件訴えをいずれも却下する。</p> <p>2 訴訟費用は、原告の負担とする。</p> <p>判決要旨 本件は、被告適格のない者（沖縄県公安委員会）に対する訴えとして不適法である。</p>	
30	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成25年1月11日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行コ）第2号 行政機関等保有個人情報開示 請求控訴事件</p> <p style="text-align: right;">引継手続中</p>	<p>控訴人 〇〇〇</p> <p>被控訴人 沖縄県公安委員会 委員長</p>	<p>原審（那覇地方裁判所平成24年（行ウ）第13号行政機関等保有個人情報開示請求事件）について、当該判決に不服のため、控訴人が控訴を提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年3月28日</p> <p>主文</p> <p>1 本件控訴を棄却する。</p> <p>2 新請求訴えをいずれも却下する。</p> <p>3 訴訟費用は、控訴人の負担とする。</p> <p>判決要旨 本件控訴は理由がないから棄却する。新請求は不適法として却下する。</p>	警察本部 監察課
31	<p>上告審</p> <p>提起日 平成25年6月17日</p> <p>最高裁判所 平成25年（行ツ）第344号 平成25年（行ヒ）第361号 行政機関等保有個人情報開示 請求上告事件・上告受理申立 事件</p> <p style="text-align: right;">引継手続中</p>	<p>上告人・申立人 〇〇〇</p> <p>被上告人・相手方 沖縄県公安委員会 委員長外5名</p>	<p>第2審（福岡高等裁判所那覇支部平成25年（行コ）第2号行政機関等保有個人情報開示請求控訴事件）について、控訴棄却のため、上告人が上訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年11月5日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は、上告人兼申立人の負担とする。</p>	警察本部 監察課
32	<p>提起日 平成25年9月20日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年（行ウ）第13号 猟銃所持更新不許可処分取消 等請求事件</p> <p style="text-align: right;">係争中</p>	<p>原告 〇〇〇〇</p> <p>被告 沖縄県公安委員会 会外1名</p>	<p>原告は、昭和61年3月17日付けで県公安委員会からライフル銃の所持許可を受け、申請に係るライフル銃を所持していたが、平成15年4月28日付け同銃の更新申請に当たり、県公安委員会が同申請を保留し、更に平成24年11月15日付けで不許可処分とした。これに対して異議申立てするも、平成25年3月13日付けで棄却されたことから、不許可処分の取消し、同ライフル銃所持の許可及び慰謝料を含む損害賠償122万6000円の支払いを求めて提訴した事件である。</p>	警察本部 監察課
33	<p>第一審</p> <p>提起日 平成24年12月17日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部 平成24年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件</p> <p style="text-align: right;">判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇</p> <p>被告 沖縄県選挙管理委員会</p> <p>訴訟参加者 法務省</p>	<p>原告が、平成24年12月16日現在有効の公職選挙法の衆議院議員小選挙区選挙区割りに関する規定は、「人口比例選挙の保障」に反する配分となっていることから、憲法に違反し無効であり、平成24年12月16日に施行された衆議院議員小選挙区選挙のうち沖縄県第1区における選挙は無効であるとして、提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年3月26日</p> <p>判決要旨 原告の請求を棄却する。ただし、本件選挙</p>	選挙管 理委員 会

			の沖縄県第1区における選挙は違法である（本件選挙における沖縄県第1区選挙が違法であるとの主張については理由があるが、本件選挙は無効としないのが相当である。）。	
34	<p>上告審 提起日 ①平成25年3月26日 ②平成25年4月8日</p> <p>最高裁判所 ①平成25年（行ツ）第239号 ②平成25年（行ツ）第240号 ※平成25年（行ツ）第155号 （併合） 選挙無効請求上告事件 判決確定済</p>	<p>上告人 ①〇〇〇 ②選挙管理委員会</p> <p>被上告人 ①選挙管理委員会 ②〇〇〇</p> <p>訴訟参加者 法務省</p>	<p>（上告審①関係） 上告人が、原判決を破棄し、平成24年12月16日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第1区における選挙を無効とすること等を求めて上訴した事件である。</p> <p>（上告審②関係） 県選挙管理委員会が、原判決中上告人敗訴部分は不服であるから原判決を変更し、相当の裁判を求めるとして上訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年11月20日</p> <p>判決要旨 原審原告らの請求及び各上告を棄却する（選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、合理的期間内に是正がされなかったとはいえ、憲法の規定に違反するものということとはできない。）。</p>	選挙管理委員会
35	<p>第一審 提起日 平成25年7月22日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇</p> <p>被告 沖縄県選挙管理委員会</p> <p>訴訟参加者 法務省</p>	<p>原告が、平成25年7月21日現在有効の公職選挙法の参議院議員の定数を配分する規定は、「正当(な)選挙」に基づく代議制及び選挙権の平等の保障に反する配分となっていることから憲法に違反し無効であり、平成25年7月21日に施行された参議院議員通常選挙のうち沖縄県選挙区における選挙は無効であるとして、提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年12月17日</p> <p>判決要旨 原告の請求を棄却する（本件選挙当時において、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたものとする事はできず、同規定の下で執行された沖縄県選挙区における選挙が無効であるということとはできない。）。</p>	選挙管理委員会
36	<p>上告審 提起日 平成25年12月18日</p> <p>最高裁判所 平成26年（行ツ）第90号 選挙無効請求上告事件 係争中</p>	<p>上告人 〇〇〇</p> <p>被上告人 沖縄県選挙管理委員会</p> <p>訴訟参加者 法務省</p>	<p>上告人が、原判決を破棄し、平成25年7月21日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の沖縄県選挙区における選挙を無効とすること等を求めて上訴した事件である。</p>	選挙管理委員会

(2) 民事事件（平成25年度末各部等所管）

番号	事件番号・事件名等	当事者	概要	所管課
1	<p>提起日 平成24年6月28日 那覇地方裁判所 平成24年（ワ）第567号 土地所有権確認請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>所有者不明土地の管理者である沖縄県は、原告の父が、平成22年11月に本件土地は祖父の土地であるとして行った返還請求について、申請書類の不備及び請求者の祖父が所有者であると判断できる確たる証拠がないため認めなかった。原告の父が死亡（平成23年6月6日没）したことから、原告は、本件土地が戦前からの曾祖父所有のものであり、原告が相続により土地所有権を有しているとして、所有権確認を求める訴訟を提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年11月8日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	管財課
2	<p>提起日 平成25年5月31日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第418号 遺産確認等請求事件 係争中</p>	<p>原告 〇〇〇〇外2名 被告 沖縄県外4名</p>	<p>県が管理する所有者不明土地について、戦前の土地売買により被相続人△△△△所有となった遺産であり、原告ら及び被告ら（被告沖縄県を除く。）が遺産相続により各共有持分を有しているとして、遺産確認を求めて提起した事件である。</p>	管財課
3	<p>提起日 平成25年9月5日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第704号 建物収去土地明渡等請求事件 係争中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇外7名</p>	<p>県は、本件県有地について、被告△△△と昭和47年9月に賃貸借契約を締結し、昭和51年5月に契約名義を被告らの父に変更した。平成3年9月に同人が死亡したため、□□□□を除く被告らが本件契約における賃借人の地位を承継したが、滞納が続いたため、平成25年4月に催告を行ったところ、被告らが応じなかったことから同年5月に本件契約を解除した。これに基づき、県は建物を収去して本件土地を明け渡すこと及び滞納賃料と延納利息等を支払うことを求めて提起した事件である。</p>	管財課
4	<p>提起日 平成25年9月5日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第705号 建物収去土地明渡等請求事件 係争中</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇外7名</p>	<p>県は、本件県有地について、被告らの父と昭和54年5月に賃貸借契約を締結し、その後被告らの母が賃借人の地位を承継した。平成5年9月に同人が死亡したため、被告らが本件契約における賃借人の地位を承継したが、滞納が続いたため、県は平成24年12月に催告を行ったところ、被告らが応じなかったことから同年5月に本件契約を解除した。これに基づき、県は建物を収去して本件土地を明け渡すこと及び滞納賃料と延納利息等を支払うことを求めて提起した事件である。</p>	管財課
5	<p>提起日 平成25年9月5日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第706号 建物収去土地明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県 被告 〇〇〇〇〇外2名</p>	<p>県は、本件県有地について、被告らの母と賃貸借契約を締結していた。平成2年2月に同人が死亡したため、被告らが本件契約における借地人の地位を承継したが、平成3年頃より賃料の滞納が始まったため、県は平成25年4月に催告を行ったところ、支払いがなかったため、同年5月に本件契約を解除した。これに基</p>	管財課

			<p>づき、県は建物を取去して本件土地を明け渡すこと及び滞納賃料と延滞利息等を支払うことを求めて提起した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成26年1月31日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告らは、原告に対し、建物を取去して土地を明け渡せ。</p> <p>2 被告らは、原告に対し、各自、金315万8192円及びうち150万4668円に対する平成25年6月4日から支払済みまでの年14.5パーセントの割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p>	
6	<p>提起日 平成25年12月5日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成25年(ワ)第970号</p> <p>建物取去土地明渡等請求事件</p> <p>取下げ</p>	<p>原告</p> <p>沖縄県</p> <p>被告</p> <p>〇〇〇〇外7名</p>	<p>県は、本件県有地について、被告らの母と、昭和49年9月に賃貸借契約を締結したが、平成13年から賃料の滞納が始まった。平成22年12月に同人が死亡したため、被告らが本件契約における賃借人の地位を承継した。県は、被告らに対し、平成24年3月に催告したが、支払いがなかったため、同年10月に本件契約を解除した。これに基づき、県は建物を取去して本件土地を明け渡すこと及び滞納賃料と延滞利息等を支払うことを求めて提起した事件である。</p> <hr/> <p>平成26年2月27日に平成13年度から平成25年度までの滞納分を含む賃料及び延滞利息が全額納付され、同年5月15日に本件土地が売買されたため、県は同年5月20日、那覇地方裁判所に取下書を提出した。</p>	管財課
7	<p>提起日 平成26年3月12日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成26年(ワ)第179号</p> <p>土地所有権確認並びに土地所有権移転登記手続及び土地明渡等請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇</p> <p>被告</p> <p>沖縄県外2名</p>	<p>本件土地は被告△△△△の名義で所有権保存登記がなされているが、原告が真の所有者であると主張し、県に対し、本件土地を原告の同意もなく、「居所不明土地」として管理し、国から賃貸料を預かり保管しているとして、所有権の確認及び土地の明渡等を求めて提起した事件である。</p>	管財課
8	<p>提起日 平成25年12月2日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成25年(ワ)第961号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>外3名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>県が平成22年3月3日付けで行った行政処分(介護サービス事業者の指定取消)及び当該処分の取消しを求めた行政訴訟により、経済的、精神的損害を被ったとして、行政訴訟係争中の原告が損害賠償を求めて提起した事件である。</p>	高齢者福祉介護課
9	<p>原審</p> <p>提起日 平成21年3月21日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成21年(ワ)第407号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p>判決言渡済</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇、△△△</p> <p>被告</p> <p>沖縄県外2名</p>	<p>平成20年3月8日に認可外保育施設において担当保育士がうつ伏せ状態でぐったりしていた乳児を発見し、病院へ搬送したところ、当該乳児は入院となった。検査の結果、同月14日に脳死状態と診断され、同月21日に死亡した。当該乳児の両親が、施設長の債務不履行等、担当保育士の過失及び沖縄県の認可外保育施設に対する規制権限の不行使について責任があるとして、損害賠償を請求した事件である。</p>	青少年・児童家庭課(子育て支援課)

			<p>判決言渡日 平成25年4月30日</p> <p>判決要旨 施設長の使用者としての不法行為責任及び担当保育士の注意義務違反を認定、沖縄県の認可外保育施設に対する規制権限の不行使責任については否認した。</p>	
10	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成25年5月13日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部</p> <p>平成25年(ネ)第115号</p> <p>損害賠償請求控訴事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>控訴人</p> <p>〇〇〇〇、△△△</p> <p>被控訴人</p> <p>沖縄県外2名</p>	<p>原審(那覇地方裁判所平成21年(ワ)第407号損害賠償請求事件)の判決に対し、第1審原告からは、原告に過失はなく仮にあったとしても過失相殺の割合が過大であり、沖縄県の認可外保育施設に対する指導権限も適正に行っていないとして、第1審被告2名(県を除く。)からは、死亡原因の事実誤認及び過失相殺の割合が不十分であるとして、控訴人、被控訴人双方が控訴を提起した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成26年2月6日</p> <p>判決要旨 園児死亡の原因が窒息ではなくRSウィルスであることが否定できないため、第1審原告の請求を全て棄却した。</p>	<p>青少年・児童家庭課(子育て支援課)</p>
11	<p>提起日 平成24年12月14日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成24年(ワ)第1174号</p> <p>損害賠償請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇、△△△△</p> <p>被告</p> <p>沖縄県外4名</p>	<p>平成22年2月1日、認可外保育施設において、施設長が心肺停止状態の乳児を発見し、病院へ搬送したが、同日死亡が確認された。当該乳児の両親が、施設長の債務不履行等、運営者や保育従事者の注意義務違反等、沖縄県の認可外保育施設に対する規制権限の不行使等について責任があるとして、損害賠償を請求した事件である。</p>	<p>青少年・児童家庭課(子育て支援課)</p>
12	<p>提起日 平成25年12月25日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成25年(ワ)第1036号</p> <p>売買代金請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>〇〇〇外2名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県</p>	<p>県職員が発注し納品された「歯科用金銀パラジウム合金」について、いまだ支払われていない残金があるとして、原告がその支払いを請求したところ、商品を発注した職員は、未払い分の会計手続を全く行っておらず、また、原告からの請求書及び納品書を破棄しており、県には関係書類が存在していないため、県はその支払いに応じなかった。そのため、原告が県の使用者責任を主張し、売買代金の支払いを求めて提訴した事件である。</p>	<p>医務課(保健医療政策課)</p>
13	<p>提起日 平成26年2月21日</p> <p>那覇地方裁判所</p> <p>平成26年(ワ)第116号</p> <p>臨時総会決議無効確認等請求事件</p> <p>係争中</p>	<p>原告</p> <p>〇〇〇〇外3名</p> <p>被告</p> <p>沖縄県知事、国頭村森林組合代表理事組合長</p>	<p>原告〇〇〇〇は、平成24年5月に国頭村森林組合の理事に員外理事として選任されたが、平成25年11月の臨時総会で理事を解任された。原告が、臨時総会の場に県職員がいたにも関わらず、同臨時総会における理事改選手続の法令違反を放置し、組合の監督を怠ったことで原告が精神的苦痛を受けたとして、県に対して損害賠償10万円の支払い等を求めた事件である。</p>	<p>森林緑地課(森林管理課)</p>
14	<p>調停</p> <p>提起日 平成22年7月15日</p> <p>那覇簡易裁判所</p> <p>平成22年(ノ)第171号</p> <p>連帯保証債務金額等確認請求</p>	<p>申立人</p> <p>〇〇〇〇外19名</p> <p>相手方</p> <p>沖縄県外2名</p>	<p>県が平成8年から平成10年にかけて中小企業高度化資金を貸し付けた企業が、多額の負債を抱え特別清算の申立てを行ったことから、当該貸付に係る連帯保証人の相続人を含む20名が、連帯保証契約の内容や手続に問題があり、当該契約は公序良俗(民法第90条)に</p>	<p>中小企業支援課</p>

	調停事件 係争中		違反し無効であるとして、連帯保証債務額の減免の必要性を主張して調停の申立てを行った事件である。 これまで22回の調停が実施されており、その間、申立人・相手方それぞれが連帯保証債務額を提示した。現在、申立人側が提示した額の根拠を示すよう県（相手方）が要求中である。	
15	原審 提起日 平成24年4月27日 那覇地方裁判所 平成24年（ワ）第383号 損害賠償請求事件 判決言渡済	原告 沖縄県 被告 ○○○○○○○ ○外2名	沖縄県発注の土木及び建築工事の入札参加業者が、不当な取引制限を行っていたとして、平成18年に公正取引委員会による独占禁止法違反処分を受けた。当該処分に基づき、県は、対象企業に対して契約書の違約金条項及び民法第709条により損害賠償請求を行ったが、被告らがこれに応じないため、訴えを提起した事件である。 (被告△△△△△△△△関係) 判決言渡日 平成24年6月27日 1 被告は、原告に対し、2128万665円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 (被告□□□□□□□□関係) 判決言渡日 平成24年8月8日 1 被告は、原告に対し、1644万7410円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 (被告○○○○○○○○○関係) 判決言渡日 平成25年12月11日 1 被告は、原告に対し、4555万1940円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。	土木総務課
16	控訴審 提起日 平成25年12月20日 福岡高等裁判所那覇支部 平成26年（ネ）第3号 損害賠償請求控訴事件 係争中	控訴人 ○○○○○○○ ○ 被控訴人 沖縄県	原審（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第383号損害賠償請求事件）について、当該事件の判決に不服のため、控訴人が控訴を提起した事件である。	土木総務課
17	提起日 平成24年4月27日 那覇地方裁判所	原告 沖縄県	民15（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第383号損害賠償請求事件）と同じ理由から、県が訴えを提起した	土木総務課

	<p>平成24年（ワ）第384号 違約金請求事件</p> <p style="text-align: right;">その他</p>	<p>被告 □□□□□□□□ □外3名</p>	<p>事件である。</p> <p>（被告○○○○○○○○○関係） 平成24年5月21日 取下げ</p> <p>（被告△△△△△△△関係） 判決言渡日 平成24年6月27日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、3626万4900円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 3 この判決は、仮に執行することができる。</p> <p>（被告□□□□□□□□□関係） 判決言渡日 平成24年8月8日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、1930万7190円及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 3 この判決は、仮に執行することができる。</p> <p>（被告◎◎◎◎◎◎◎◎◎関係） 平成26年3月19日 和解成立 和解要旨 1 被告は、原告に対し、本件和解金として1188万6000円の支払義務があることを認める。 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成26年5月12日限り、原告に持参又は送金して支払う。 3 被告が前項の金員の支払いを怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。 4 原告は、その余の請求を放棄する。 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務の関係がないことを相互に確認する。 6 訴訟費用は各自の負担とする。</p>	
18	<p>原審 提起日 平成21年9月16日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第1335号 通行権確認等請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 ○○○○○○○○○ ○ 被告 沖縄県</p>	<p>一般県道具志川沖縄線を4車線に拡幅する道路事業用地を確保するために、原告と被告は物件移転補償契約を締結したが、中央分離帯を設置する工事は、原告の通行権及び営業の自由を侵害しているとして、原告が中央分離帯に開口部を設置することを求めて提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成23年10月18日 判決要旨 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。</p>	道路街路課

19	<p>控訴審 提起日 平成23年10月31日 福岡高等裁判所那覇支部 平成23年（ネ）第192号 通行権確認等請求控訴事件 判決言渡済</p>	<p>控訴人 ○○○○○○○ ○ 被控訴人 沖縄県</p>	<p>原審（那覇地方裁判所平成21年（ワ）第1335号通行権確認等請求事件）の控訴審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年4月17日 判決要旨 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。</p>	道路街路課
20	<p>上告審 提起日 平成24年5月1日 最高裁判所第1小法廷 平成24年（オ）第1324号 平成24年（受）第1640号 通行権確認等請求控訴事件の判決に対する上告・上告受理申立事件 判決確定済</p>	<p>上告人・申立人 ○○○○○○○ ○ 被上告人・相手方 沖縄県</p>	<p>第2審（福岡高等裁判所那覇支部平成23年（ネ）第192号通行権確認等請求控訴事件）の上告審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年11月22日 判決要旨 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。</p>	道路街路課
21	<p>和解 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（イ）第2号 土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て 和解成立済</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方 不在者財産管理人○○○○（不在者△△△△）</p>	<p>県は、久米島一周線の道路整備事業において、所有者不在用地が確認されたため、不在者財産管理人と土地売買契約を締結したが、所有権の保存の登記をするには不動産登記法第74条第1項第2号の規定により、県が所有権を有することの確定判決を得る必要があることから、確定判決と同一の効力を有する訴えの提起前の和解（民事訴訟法第267条）を県が申し立てたものである。</p> <p>和解成立日 平成24年2月22日 和解調書の要旨 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の土地につき、申立人が所有権を有することを確認する。 2 和解費用は各自の負担とする。</p>	道路街路課
22	<p>和解 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（イ）第3号 土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て 和解成立済</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方 不在者財産管理人○○○○（不在者△△△△）</p>	<p>民21（那覇簡易裁判所平成24年（イ）第2号土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て）と同じ理由から、県が確定判決と同一の効力を有する訴えの提起前の和解（民事訴訟法第267条）を申し立てたものである。</p> <p>和解成立日 平成24年2月22日 和解調書の要旨 1 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の土地につき、申立人が所有権を有することを確認する。 2 和解費用は各自の負担とする。</p>	道路街路課
23	<p>和解 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（イ）第4号 土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方 不在者財産管理人○○○○（不在者△△△△）</p>	<p>民21（那覇簡易裁判所平成24年（イ）第2号土地所有権確認請求訴えの提起前の和解申立て）と同じ理由から、県が確定判決と同一の効力を有する訴えの提起前の和解（民事訴訟法第267条）を申し立てたものである。</p>	道路街路課

			<p>判決確定済</p> <p>命令言渡日 平成24年3月12日 主文 本件申立てを却下する。 理由 債権者に対し、「議会の議決」について補正するよう命じ、その命令は平成24年2月22日に債権者に対し送達されたが、債権者はその期間内に補正をしない。よって、民事訴訟法第137条第2項を適用して、主文のとおり命令する。</p> <p>-----</p> <p>補足 分筆により、和解申立書にある物件目録及び議決証明書にある物件目録と、公簿にある地番とに不一致がみられ、和解すべき対象物が同一でないと裁判所に判断された。</p>	
24	<p>原審 提起日 平成25年2月6日 那覇地方裁判所 平成24年（ワ）第1230号 未登記建物所有権確認請求事件 判決言渡済</p>	<p>原告 〇〇〇外4名 被告 沖縄県知事</p>	<p>道路拡張工事に伴う立退き物件について、当該物件は未登記であり、権利者が不明であるが、原告らは「本件建物の所有者が△△△△であったことに疑問の余地はなく、平成22年11月14日の△△の死亡をもって原告らが本件土地の所有権を相続している事は明白であり、本件建物の所有権が原告らにある」として、当該物件の所有権確認を求めて訴訟を提起した事件である。</p> <p>-----</p> <p>判決言渡日 平成25年9月18日 主文 1 原告らの訴えを却下する。 2 訴訟費用は原告らの負担とする。 判決要旨 本件訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法といわざるを得ない。よって、判断するまでもなく、本件訴えは不適法であるから却下することとし、主文のとおり判決する。</p> <p>-----</p> <p>本物件（建物）は、原告らによって、当該訴訟係属中の平成25年4月17日に登記され、平成25年5月22日には所有権保存登記がされた。</p>	道路街路課
25	<p>控訴審 提起日 平成25年10月3日 福岡高等裁判所那覇支部 平成25年（ネ）第163号 未登記建物所有権確認請求控訴事件 判決確定済</p>	<p>控訴人 〇〇〇外4名 被控訴人 沖縄県知事</p>	<p>原審（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第1230号未登記建物所有権確認請求事件）の判決に対し、控訴人らは、「控訴人らと被控訴人との間では、権利義務の関係があると主張したが、原審はこの主張の判断を遺脱している。また、証人調べも施行しなかったことから審理不十分である。よって原審は取り消されるべきである。」と主張し、原審判決に全部不服のため控訴を提起した事件である。</p> <p>-----</p> <p>判決言渡日 平成26年1月16日 主文 1 本件控訴を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする。 理由 当裁判所も、本件訴えは確認の利益を欠いており不適法であるから却下すべきものと判断する。</p>	道路街路課
26	和解	原告	原告が県道7号線（奥武山米須線）豊見城市豊見城	道路管

	<p>提起日 平成23年2月4日 那覇地方裁判所 平成23年(ワ)第117号 損害賠償請求事件 和解成立済</p>	<p>〇〇〇〇外4名 被告 沖縄県</p>	<p>地先を自転車で走行中、道路路肩に設置されている排水溝のグレーチングと路面との隙間に自転車前輪がはまり込み転倒し、両上下肢麻痺の重傷を負った。原告は、グレーチングと路面との隙間が(遊び)3センチメートルあったため自転車前輪がその隙間にはまり込んでしまったのが事故の原因とし、その隙間を生じさせたことは、道路の瑕疵に当たると主張し、道路管理者の県に対して国家賠償法第2条第1項の公の营造物の設置又は管理の瑕疵として、損害賠償を求めて提訴した事件である。</p> <p>平成26年3月13日 和解成立 和解要旨 被告は、原告〇〇〇〇に対し、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき支給された年金及び将来支給されるべき年金を除き、和解金として、1億3500万円の支払義務があることを認める。</p>	理課
27	<p>和解 提起日 平成24年3月15日 那覇地方裁判所 平成24年(ワ)第240号 損害賠償請求事件 和解成立済</p>	<p>原告 〇〇〇〇 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、豊見城市上田の県道68号線を、渋滞のためバス停部をバイクで走行していた際、路面にあった消火栓のくぼみにハンドルを取られ転倒し、右手首と左足首を骨折したことから、県道68号線を設置・管理する県が、当該県道に設置されていた消火栓が陥没しておりバイク等が転倒する危険性を有していたにもかかわらず道路の補修等対策をとらずそのまま放置したことは公の营造物に瑕疵があるとして、県に損害賠償を求めた事件である。</p> <p>平成25年7月19日 和解成立 和解要旨 被告は、原告に対し、本件和解金として250万円の支払義務があることを認める。</p>	道路管理課
28	<p>提起日 平成26年1月10日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成26年(ワ)第6号 損害賠償請求事件 係争中</p>	<p>原告 〇〇〇 被告 沖縄県外3名</p>	<p>県は、沖縄市宮里の県道75号線道路改良事業に伴い、被告県外3名の被告のうち、事業区域内の建物所有者である被告2名に対し物件補償を行った。原告は、被告1名が被告2名の依頼で被告2名所有建物の解体工事を行った結果、原告所有建物に被害を及ぼしたとして、損害賠償を求めて提訴した事件である。</p>	道路管理課
29	<p>提起日 平成24年2月15日 那覇地方裁判所 平成24年(ワ)第132号 弁護士報酬請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 〇〇〇〇〇外251名 被告 沖縄県知事</p>	<p>原告らが、泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求控訴事件について、一部勝訴が確定していることから、地方自治法第242条の2第12項に基づき、弁護士報酬金を請求した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年10月1日 判決要旨 被告沖縄県は、原告ら各自に対し、200万円及びこれに対する平成24年3月2日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p>	港湾課
30	<p>調停 提起日 平成24年3月28日 東京地方裁判所 平成24年(ノ)第48号</p>	<p>申立人 沖縄県 相手方 〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>相手方による△△△空港の操縦練習使用料に関する覚書の解約申入れに対し、覚書はなお相当期間継続するとして、県が期間中の操縦練習使用料を支払うよう申し立てた事件である。</p>	空港課

	覚書効力確認等調停事件 その他	○	判決言渡日 平成25年3月29日 当事者間において調停条項記載のとおり調停成立 調停調書要旨 <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○○○○○は、解決金として沖縄県に対し1億7000万円を支払う（うち、1億2000万円は平成25年4月末までに、5000万円は△△△△△△△△△△△△株式譲渡契約が締結された後で支払う。）。 ・ 昭和54年6月25日付け△△△空港の操縦練習使用料についての覚書を、調停成立日をもって合意解約する。 ・ ○○○○○○○○は△△△空港及び□□□□□内に所有する建物を沖縄県に無償で譲渡し、沖縄県は譲り受ける。 ・ 沖縄県は、平成25年9月30日までに○○○○○○○が所有する△△△△△△△△△△の株式を、その株式の譲渡を受ける意向を示している第三者と○○○○○○○○○の間で譲渡契約させる。 ・ ○○○○○○○○は、△△△空港周辺の残地の所有権について今後一切権利を主張しない。 	
31	提起日 平成24年4月20日 千葉地方裁判所 平成24年（ワ）第409号 →平成25年（ワ）第2011号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○ 被告 沖縄県	原告所有の土地に生育していたテリハボク18本（以下「本件樹木」という。）について、被告は本件樹木が△△△空港整備事業の制限表面の支障物となることから無断で侵入して本件樹木を損壊（無謀な梢端切除及び断幹）し枯死させたとして、原告が国家賠償法第1条第1項（ただし、憲法第29条第1項、航空法第49条第3項及び第50条第1項も挙げている。）による損害賠償及び境界杭の設置を求めて提起した事件である。	空港課
32	提起日 平成20年3月21日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成20年（ワ）第173号 損害賠償請求事件 判決確定済	原告 ○○○○ 被告 沖縄県外3名	被告施工業者が設計、施工及び監理を行った建築物について、建築主である原告が構造安全性を満たさない致命的な瑕疵があることを理由に、当該施工業者及び工事監理者並びに当該建築物の確認審査、検査等を実施した指定確認検査機関及び当該指定確認検査機関に対し監督権限を有する沖縄県に対し、原告が損害賠償を求めた事件である。 判決言渡日 平成25年3月28日 判決要旨 <ol style="list-style-type: none"> 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。 	建築指導課
33	提起日 平成26年1月24日 沖縄簡易裁判所 平成26年（ハ）第32号 損害賠償請求事件 係争中	原告 ○○○○○○ 被告 沖縄県	県は、原告の「一級建築士の本籍及び住所について明らかにする」請求について明確な返事ができず、原告を沖縄総合事務局や被告本庁へ行かせ、無駄な時間と費用をかけたことについて、地方公務員法第35条、国家賠償法第1条第1項及び公共サービス改革法第27条第1項に違反しているとして、原告が県に損害賠償を請求した事件である。	建築指導課

34	<p>提起日 平成24年10月15日 那覇地方裁判所 平成24年（ワ）第975号 建物明渡等請求事件 その他</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 〇〇〇〇</p>	<p>公営住宅法に基づく県所有の公営住宅につき、被告は家賃を3か月以上滞納していたため、公営住宅法及び沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、県は送達月までの滞納を解消する旨の最終催告を行った。しかし、期限までに弁済がないため、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>訴訟の途中で被告が死亡。</p>	住宅課
35	<p>提起日 平成25年3月15日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第170号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 〇〇〇、△△△ △△</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年5月13日 判決要旨 1 被告らは、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告〇〇〇は、原告に対し、金45万4800円を支払え。 3 被告らは、原告に対し連帯して、平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月4万1800円の割合による金員を支払え。 4 訴訟費用は、被告らの負担とする。 5 この判決は、第2項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>平成26年1月16日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課
36	<p>提起日 平成25年3月15日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第171号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 〇〇〇〇</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年4月26日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金25万7400円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月14万6400円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>判決確定後、自主退去により強制執行取下げ。</p>	住宅課
37	<p>提起日 平成25年3月26日 那覇地方裁判所 平成25年（ワ）第188号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 〇〇〇〇</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年5月9日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金36万1600円及び平成23年</p>	住宅課

			<p>12月1日から明渡済みに至るまで、1か月11万4800円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>判決確定後、自主退去により強制執行取下げ。</p>	
38	<p>提起日 平成25年3月26日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年(ワ)第189号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年5月15日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告は、原告に対し、金40万6800円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月11万4800円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>平成26年1月20日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課
39	<p>提起日 平成25年3月26日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年(ワ)第190号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年5月16日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告は、原告に対し、金77万8800円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月12万7000円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>判決確定後、自主退去により強制執行取下げ。</p>	住宅課
40	<p>提起日 平成25年5月22日</p> <p>那覇地方裁判所名護支部 平成25年(ワ)第36号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年10月18日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告は、原告に対し、金42万8800円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月9万1400円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p>	住宅課

			<p>できる。</p> <p>判決確定後、自主退去により強制執行取下げ。</p>	
41	<p>提起日 平成25年5月22日</p> <p>那覇地方裁判所名護支部 平成25年(ワ)第37号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成25年8月30日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金41万7200円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月15万9200円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。 <p>平成26年2月12日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課
42	<p>提起日 平成25年5月24日</p> <p>那覇地方裁判所沖繩支部 平成25年(ワ)第144号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成25年8月30日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金10万3400円及び平成24年1月1日から明渡済みに至るまで、1か月8万8600円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。 <p>平成26年3月5日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課
43	<p>提起日 平成25年5月24日</p> <p>那覇地方裁判所沖繩支部 平成25年(ワ)第145号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成25年7月9日</p> <p>判決要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金37万1700円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月8万1800円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。 <p>平成26年3月4日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課

44	<p>提起日 平成25年5月24日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成25年（ワ）第146号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 ○○○○</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年7月10日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金25万3200円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月8万3000円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p>	住宅課
45	<p>提起日 平成25年5月24日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成25年（ワ）第147号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 ○○○○</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年7月12日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金25万600円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月8万3800円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>判決確定後、自主退去により強制執行取下げ。</p>	住宅課
46	<p>提起日 平成25年5月24日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成25年（ワ）第148号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 ○○○○</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年6月25日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金82万1100円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月8万2000円の割合による金員を支払え。 3 訴訟費用は、被告の負担とする。 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p>	住宅課
47	<p>提起日 平成25年5月24日 那覇地方裁判所沖縄支部 平成25年（ワ）第149号 建物明渡等請求事件 判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事 被告 ○○○○</p>	<p>民34（那覇地方裁判所平成24年（ワ）第975号建物明渡等請求事件）と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年7月16日 判決要旨 1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。 2 被告は、原告に対し、金44万700円及び平成23年</p>	住宅課

			<p>12月1日から明渡済みに至るまで、1か月10万8400円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>判決確定後、自主退去により強制執行取下げ。</p>	
48	<p>提起日 平成25年6月11日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年(ワ)第458号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年7月19日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告は、原告に対し、平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月5万2000円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>平成26年2月25日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課
49	<p>提起日 平成25年6月19日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年(ワ)第487号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○、△△△ △</p>	<p>被告らは訴外母を名義人とする公営住宅の同居人であったが、訴外母は死亡した。使用権は当然には承継されないが、被告らは知事の定める承認を得ることなく占有を継続したため、県が建物明渡の最終催告を行った。しかし、被告らは期限を徒過しても明け渡さないことから、県が建物明渡等を求めて提訴した事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年7月31日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告らは、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告らは、原告に対し、連帯して平成25年5月1日から明渡済みまで1か月9万6900円の割合による金員を支払え</p> <p>3 訴訟費用は、被告らの負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>平成25年9月30日 任意催告に基づき退去。</p>	住宅課
50	<p>提起日 平成25年7月12日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年(ワ)第561号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年8月30日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告は、原告に対し、金22万6600円及び平成23年</p>	住宅課

			<p>12月1日から明渡済みに至るまで、1か月9万8600円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>平成26年3月18日 建物明渡強制執行を実施。</p>	
51	<p>提起日 平成25年7月12日</p> <p>那覇地方裁判所 平成25年(ワ)第562号 建物明渡等請求事件</p> <p>判決確定済</p>	<p>原告 沖縄県知事</p> <p>被告 ○○○○</p>	<p>民34(那覇地方裁判所平成24年(ワ)第975号建物明渡等請求事件)と同じ理由から、県が建物明渡請求と滞納家賃及び損害賠償を求めた事件である。</p> <p>判決言渡日 平成25年9月10日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告は、原告に対し、建物を明け渡せ。</p> <p>2 被告は、原告に対し、金51万6600円及び平成23年12月1日から明渡済みに至るまで、1か月7万5600円の割合による金員を支払え。</p> <p>3 訴訟費用は、被告の負担とする。</p> <p>4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。</p> <p>平成26年3月20日 建物明渡強制執行を実施。</p>	住宅課
52	<p>原審</p> <p>提起日 平成21年2月17日</p> <p>那覇地方裁判所 ※平成21年(ワ)第244号 ※平成21年(ワ)第245号 ※平成21年(ワ)第246号 (※併合) 所有権移転登記手続請求事件</p> <p>引継手続中</p>	<p>原告 沖縄県</p> <p>被告 ○○○外23名</p>	<p>昭和3年頃に県立宮古中学校設立期成会から寄附を受けた県立宮古高等学校敷地のうち、県への所有権移転登記がなされず個人名義のまま登記されている土地があったため、県は当該土地の名義人に対し、当該土地の名義移転を請求してきたが、ほとんどの名義人は名義移転に同意しておらず、話し合いでの解決は困難であった。また、名義人の中には高齢な者もあり、相続が発生し、名義人が増加することになれば問題が一層複雑になることが懸念された。さらに、平成19年度から平成21年度までにかけて、宮古島市では、自転車歩行者道の整備のため道路拡張工事を行っており、同校敷地の一部が当該道路工事用地となっていたが、当該工事用地のうち、本件の対象土地が個人名義の土地であり、宮古島市に所有権移転ができないため、工事が行えない状況にあった。以上のことから、県が当該土地の名義人である被告らに対し真正な所有者であるとして、県への所有権移転登記手続を求める訴えを提起した事件である。</p> <p>(被告△△△△について)</p> <p>平成21年3月25日 和解成立</p> <p>和解内容</p> <p>1 被告は、原告に対し、被告の共有持分につき、真正な登記名義の回復を原因とする共有持分の移転登記手続をする。</p> <p>2 前項の移転登記手続に要する一切の費用は、原告の負担とする。</p> <p>3 原告は、その余の請求を放棄する。</p>	教育庁 施設課

			<p>4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>5 訴訟費用は各自の負担とする。</p> <p>(不出廷被告5名について)</p> <p>判決言渡日 平成21年5月22日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 被告らは、原告に対し、各被告らの土地の各共有持分につき、それぞれ真正な登記名義の回復を原因とする各共有持分の移転登記手続をせよ。</p> <p>2 訴訟費用は被告らの負担とする。</p> <p>(その他の被告について)</p> <p>判決言渡日 平成23年3月9日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 原告の主位的請求を棄却する。</p> <p>2 被告らは、原告に対し、各被告らの土地の各共有持分につき、それぞれ時効取得を原因とする各共有持分の移転登記手続をせよ。</p> <p>3 訴訟費用は被告の負担とする。</p>	
53	<p>控訴審</p> <p>提起日 平成23年3月22日</p> <p>福岡高等裁判所那覇支部 平成23年(ネ)第55号 所有権移転登記手続請求控訴事件</p> <p>引継手続中</p>	<p>控訴人 〇〇〇外14名</p> <p>被控訴人 沖縄県</p>	<p>原審(那覇地方裁判所平成21年(ワ)第244号、第245号及び第246号(併合)所有権移転登記手続請求事件)の控訴審である。</p> <p>判決言渡日 平成23年9月6日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件控訴を棄却する。</p> <p>2 控訴費用は控訴人らの負担とする。</p>	教育庁 施設課
54	<p>上告審</p> <p>提起日 平成23年9月16日</p> <p>最高裁判所 平成23年(オ)第2125号 平成23年(受)第2442号 所有権移転登記手続請求上告事件・上告受理申立事件</p> <p>引継手続中</p>	<p>上告人・申立人 〇〇〇〇外3名</p> <p>被上告人・相手方 沖縄県</p>	<p>第2審(福岡高等裁判所那覇支部平成23年(ネ)第55号所有権移転登記手続請求控訴事件)の上告審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年1月31日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</p>	教育庁 施設課
55	<p>上告審</p> <p>提起日 平成23年9月16日</p> <p>最高裁判所 平成23年(オ)第2126号 平成23年(受)第2443号 所有権移転登記手続請求上告事件・上告受理申立事件</p> <p>引継手続中</p>	<p>上告人・申立人 〇〇〇外8名</p> <p>被上告人・相手方 沖縄県</p>	<p>第2審(福岡高等裁判所那覇支部平成23年(ネ)第55号所有権移転登記手続請求控訴事件)の上告審である。</p> <p>判決言渡日 平成24年1月31日</p> <p>判決要旨</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</p>	教育庁 施設課

56	<p>調停 提起日 平成24年2月1日 那覇簡易裁判所 平成24年（ユ）第3号 土地賃料増額請求調停事件 引継手続中</p>	<p>申立人 ○○○○ 相手方 沖縄県</p>	<p>県が申立人から賃借している県立沖縄工業高等学校用地について、平成19年度頃から申立人が「賃料が安い」という理由で賃貸借契約の更新に難色を示しており、そのため平成22年度及び23年度については契約更新ができず、県は賃借料を那覇地方法務局に供託した。その後、申立人が県に対し賃料増額を申し立てた事件である。</p> <hr/> <p>平成24年3月9日 調停不成立</p>	教育庁 施設課
57	<p>提起日 平成25年11月19日 那覇簡易裁判所 平成25年（ハ）第1484号 損害賠償請求事件 引継手続中</p>	<p>原告 ○○○○ 被告 沖縄県</p>	<p>原告は、那覇警察署に平成22年6月22日に脅迫で逮捕（平成22年7月5日不起訴）、平成25年4月8日に詐欺未遂で逮捕（平成25年4月26日不起訴）されたことについて、「不当逮捕、誤認逮捕、勾留中の不利益な扱い」と主張し、損害賠償請求訴訟を提起した事件である。</p> <hr/> <p>判決言渡日 平成26年3月14日 判決要旨 平成26年3月7日、原告が那覇地方裁判所に取下書を提出し、平成26年3月14日、県がこれに同意し、終結となった。</p>	警察本 部監察 課

備考 総務私学課に引継ぎされた事件

民事事件中終結事件のうち、訴訟等事務処理要領第16の規定に基づき平成25年度中に総務私学課長に引継ぎがなされたものについて、参考として以下に記載する。

番号	事件番号・事件名等	概要	所管課
1	提起日 平成21年10月16日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第1457号 囲繞地通行権、借地権確認請求事件	貸付県有地を含む一団の土地・建物が分割して競売にかけられ2人の所有者が生じた結果、奥の袋地を取得した原告が、囲繞地となった貸付県有地について、民法第210条第1項に規定する囲繞地通行権の確認を求め提訴した事件である。 引継ぎ日 平成25年 8月12日	管財課
2	提起日 平成22年 4月12日 那覇地方裁判所 平成22年（ワ）第448号 所有権移転登記手続請求事件	原告は、那覇市繁多川の県有地を購入する意思を示していたが、一般競争入札による売却手続の開始を契機に、善意の占有者として所有の意思で当該県有地を30年以上占有していると時効を主張し、県に対し所有権移転手続を求めた事件である。 引継ぎ日 平成25年 8月16日	管財課
3	提起日 平成21年 6月 4日 那覇地方裁判所 平成21年（ワ）第1228号 損害賠償請求事件	ホテル○○○○○○○○のビーチに存在する県管理の排水口の上から海に飛び込み、脊髄損傷により重篤障害を負った原告が、被告らに連帯して2億8281万607円のうち1億円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めて提訴した事件である。 引継ぎ日 平成26年 3月10日	道路街路課
4	調停 提起日 平成24年12月 4日 石垣簡易裁判所 平成24年（ノ）第26号 損害賠償請求調停事件	申立人は、平成24年 6月24日に申立人が所有する車両で石垣市字石垣660番地付近の県道石垣浅田線を走行中に、県道を横断した道路占用許可工事の未舗装箇所に生じた段差に車両全面フロントバンパーが接触し破損したため、車両の修理代金として、道路管理者である県、占有者である石垣市及び占用工事施工者の○○○○○○○○○に対して、連帯して110万8590円金額の支払いを求めて調停を申し立てた事件である。 引継ぎ日 平成25年 4月22日	道路管理課
5	提起日 平成25年 3月 1日 那覇簡易裁判所 平成25年（ハ）第239号 損害賠償請求事件	県は平成24年 2月24日午前8時25分ころ、宜野湾市大山5丁目16番1号大山学校給食センター付近路上において、原告を運転免許証不携帯で検挙し交通反則通告書を告知した。同伴に関し、原告が①宜野湾警察署の内間という警察官に不当に拘束された、②不法に違反切符を切られた。会社に遅刻した、③警察官に脅された等を主張し提訴した事件である。 引継ぎ日 平成26年 1月31日	警察本部監察課

○訴訟等事務処理要領（昭和59年12月21日制定。沖縄県知事決裁）

〔沿革〕 昭和59年12月21日依命通達。平成元年5月1日一部改正、平成9年3月17日一部改正、平成14年7月1日一部改正、平成19年7月3日一部改正、平成26年4月1日一部改正

- 第1** 訴訟、和解（訴えの提起前の和解を含む。）、調停、督促手続、不服申立等（以下「訴訟等」という。）に関する事務は、当該訴訟等に係る事務事業を主管する事務部局（以下「主管部局」という。）において処理するものとし、その総括事務は総務部（総務私学課）において行うものとする。
- 第2** 県が、紛争を解決するため、訴えを提起しようとするときは、主管部局の長は、あらかじめ、紛争の相手方、請求の内容、紛争の原因、その事実関係及びその経緯並びに当該紛争に対する訴訟方針を記載した書類に関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第3** 県を被告とする訴状の送付を受けたときは、主管部局の長は、直ちに、その訴状の請求原因に記載されている事実関係及びその訴えが提起されるに至った経緯を調査の上、当該訴訟に対する訴訟方針を記載した書類に当該訴状及び調査資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第4** 主管部局の長又は統括監（主管部局で当該訴訟に係る事務事業を統括する統括監をいう。以下同じ。）は、訴訟事件の処理に当たっては、関係職員のうちから指定代理人を選任し、必要な場合は、訴訟代理人を選任すること。ただし、行政委員会の主管部局の長又は統括監は、総務部総務統括監に訴訟代理人の選任を依頼すること。
- 第5** 主管部局の長又は統括監は、訴訟代理人の選任をしたとき、又は総務部総務統括監から訴訟代理人の選任通知を受けたときは、速やかに訴訟代理人に対し訴状の内容、その訴えが提起されるに至った経緯、訴訟方針等を的確に説明すること。
- 第6** 主管部局の担当課長（当該訴訟に係る事務事業を所掌する課の長をいう。以下同じ。）は、県の訴訟代理人と打合せ及び現地調査を行ったときは、その都度、事件打合会・現地調査結果報告書（第1号様式）を作成するものとする。
- 第7** 口頭弁論又は準備手続が行われたときは、主管部局の担当課長は、その期日ごとに事件経過報告書（第2号様式）を作成するものとする。
- 第8** 訴訟において、裁判所から和解の勧告があり、和解に応じようとするときは、主管部局の長は、和解期日調書を作成させ議会の議決を経て和解すること。

- 第9 主管部局の担当課長は、和解調書が作成されたときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第10 主管部局の担当課長は、判決の言渡しがあったときは、直ちに、その正本の写しを総務私学課長に送付するものとする。
- 第11 主管部局の長は、県が敗訴したときは、上訴するか否か、その理由、判例・学説の動向、訴訟代理人の意見等について記載した書類に当該判決書及び関係資料を添えて、総務部長に合議すること。
- 第12 県が上訴した場合又は相手方が上訴した場合の手続については、前各号に準じ処理すること。
- 第13 総務部長は、係争中の訴訟事件について、必要があると認めるときは、主管部局の長に対し、当該事件に関し報告を求め、又は準備書面その他必要な書類の提出を求めることができる。
- 第14 訴えの提起前の和解、調停、督促手続及び不服申立に関する事務手続についても、前各号の例により処理すること。
- 第15 前各号により、総務部長に合議する場合は、総務私学課長を経由すること。
- 第16 主管部局の長は、訴訟等に関する事務が完結したときは、一件書類を総務私学課長に引継ぐこと。
- 第17 この要領の規定は、次に掲げる訴訟等に関する事務については適用しない。
- (1) 県税、農地及び県営住宅に関する訴訟等
 - (2) 県の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による県を被告とする訴訟（(3)において「県を被告とする訴訟」という。）に係る訴えの提起
 - (3) 県の行政庁の処分又は裁決に係る県を被告とする訴訟に係る和解
 - (4) 県が処分庁又は審査庁として決定又は裁決する事件に係る不服申立
 - (5) 地方公営企業法（昭和28年法律第292号）第8条第1項の規定により、地方公営企業の管理者が代表する訴訟等
- 附 則**（昭和59年12月21日付け総文第624号（各部局長あて総務部長名依命通達「訴訟等に対する事務処理要領について」））
- （本文）訴訟等事務処理要領が別紙のとおり定められたので、命により通知します。

附 則 (平成元年5月1日付け総文第100号決裁通知)

(前文) 平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月17日付け総文第962号決裁通知)

(本文) 訴訟等事務処理要領の一部を別添のとおり改正したので通知します。

附 則 (平成14年7月1日付け決裁)

訴訟等事務処理要領の一部を次のように改正する。

附 則 (平成19年7月3日付け決裁)

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日付け決裁)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式

事件（打合会・現地調査）報告

	主管部 課名		担当者 名	
事件の表示	裁判所	(簡・地・高) 裁判所 支部		
	事件番号			
	事件名			
	相手方			
日時	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分 ~ 時 分			
場所				
出席者				
次回期日	平成 年 月 日 午(前・後) 時 分			
概 要				
次回の予定				
添付書類	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.			

事 件 経 過 報 告

		主管部 課 名		担当者 氏 名		
事 件 の 表 示	裁 判 所	(簡・地・高) 裁判所 支部				
	事 件 番 号					
	事 件 名					
	相 手 方					
今 回 期 日	手続の別	準備、弁論、証拠調、和解、調停、言渡				
	期 日	平成 年 月 日				
	結 果	変更、延期、続行、休止、終結				
	裁 判 官					
	出 頭 者	指 定 代理人				外 名
		訴 訟 代理人				外 名
		相 手 方	本人・代表者・代理人			計 名
次 回 期 日	平成 年 月 日 午 (前・後) 時 分					
経 過 要 旨						
次回の予定						
添 付 書 類	1. 答弁書 2. 準備書面 (県 相) 3. 証拠説明書 (県 相) 4. 証拠申出書 (県 相) 5. 人証調書 6. 検証調書 7. 書証 (通)					